

消防團運営委員会の委員決る

「特別区の消防團の設置等に関する規則」に基づき本区の消防團運営委員会の委員は、区議会及び関係方面の協力によつて、別項の通り決定したが、その第一回の委員会が十一月十七日午後二時より港区役所において開催され、消防團員の推薦と分團区域編成等について審議した。なお、同委員会は消防團の円滑なる運営を図るために置かれており、その審議事項は次の通りである。

委員の顔ぶれ

- 一、委員長 港区長 芝白金三光
- 二、区議会議員 芝白金三光、小島、徳安、実蔵、鈴木清一郎、芝田四郎、小島、人、井上、正彦、芝白金三光、二〇〇、小寺、爲吉、赤坂青山、内幸三郎、内幸三郎
- 三、学識経験者 芝白金三光、三三三、中塚栄次郎、芝白金三光、一五、木下、奥市、赤坂、ツ木、一、中西、一、

26日に結成式舉行

このたび消防組織法に基づいて、都條例及び規則によつて、特別区の消防團が設置されることとなり、新しい構想をもつた消防團が充足することになった。当区においても、さきさうよりこの新組織編成に着手し、諸般の準備をいそいでいたが、本月十八日付を以て、来る二十一日午後二時より芝田小学校において、消防團合同にて結成式を挙行することになった。設置区域は次の通りとなつてゐる。

- △芝田消防團 (八分團)
 - 芝田一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百
- △高輪消防團 (三分團)
 - 高輪一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百
- △赤坂消防團 (一分團)
 - 赤坂一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

港 區 政 ニ ュ ー ス

港 区 長 選 舉 近 づ く

立候補者は四名

矢田区長の逝去による後任区長の選挙は、十二月五日に行われるが、十一月十五日に港区選挙管理委員会より告示になつたが、本紙締切の二十日までに立候補した者は、今四港区助役の職を待たして出馬した中西清太郎氏、港区議会議員で社会党港

港 区 長 の 選 舉 ・ 十 二 月 五 日

投票當日

前回の区長選挙において好評を博した福引を十二月五日の区長選挙にも行うことになりました。今回は投票当日各投票所にて福引が行いますが、賞品はその回は当選率も内容もグッと増され、十名に一本づつです。

福引を致します

区長選挙に備えて

来る十二月五日に港区長選挙が執行されますが、本年二月十一日以後に本区に転入された方で新支所の統計調査係に十一月二十八日まで申告し

東京新聞社印刷
発行所 東京新聞社
印刷所 東京新聞社
電話 2906
〒100 東京都千代田区千代田

区 の 財 政 自 主 権 確 立 の 叫 び 擧 げ

東京都の区は地方法自治法によつて一般市と同様の自治権を認められ、この財政的裏付けとして、財政自主権を附与せられたのであるが、実際にはこれを規定する地方税法はこの地方自治法の精神を没却し、特別区を都の従属的な地位に置いてゐるのである。このため特別区の財政は完全に都の権力下に属せしめられ、特別区はその存立の目的とする民生、住民の福祉増進に関する事務は殆んどなし得ない実情にある。本区においては都下二十二区と連合して近く行われる地方税法の改正に際しては、憲法及び地方自治法の精神を尊重し、且

区長選挙に備えて

一、年令満二十歳以上の方で本年二月十一日以後本区に転入した方
一、海外より引揚げ又は復員された方
一、十二月五日までに選挙事務所に申告し、不明の点がありましたら前記の統計調査係にお尋ね下さい

と同じ資格をもちました
が肝心の税金については
まだ市と同じに扱つても
ならないのです。市と同
じに扱つてもらえと、
その税金はこれまで都に
いつていたものが区税と
して区に入り、前に述べ
たような区の色々の仕事
が活潑に片づくようにな
ります。

自分達周囲のことは、
自分達の負担と責任にお
いてやる、これが自治な
のです。

然し肝心の税金を決め
ている法律は昔のままな
のです。そのために区は
自分で活動することができ
ません。区長の名で皆さ
んから預いている税金の
九割以上は都税であつて
区税は一部に過ぎませ
ん。こんな不合理なこと
はありません。

わが国の税金のことを
みて回ると、先般
来朝されましたシャウ
博士の勸告によつて近く
改められることになりま

すが、その際にはこの不
合理的な法律を是正して、
都に集中してはる税を出
来るだけ区税に引直すよ
う、又、いままで二十三
区の財政の調整は都だけ
でやつていましたが、こ
れからは二三区の見解

も容れてもらえるよう、
目下二三区が一緒にな
つて政府と国会と都に対
して働きかけています。
この要請が通りますよう
にして皆さんの税金が区
内の仕事に有効且つ適切
に活用せられるよう、又

区内の政治が実際に区民
の皆さんの意思になつ
て活動に行われるよう、
皆さんの御協力をお願い
します。

昭和三十四年十一月
港 区 議 会
港 区 役 所
二十三特別区協議会

独立権の確保のためにた
たかつてきた、これ等の
反映が自治権拡充の発展
となり、このたびの自主
財政確立の運動となつ
たのである、直に区民の
幸福を得るために本案を
議決されると同時に、こ
の運動をより強力なもの
とするために御協力され
んことを切望すると提案
理由を述べれば、高野、高
野、窪田各議員より次々
と賛成の発言があつて満
場一致の可決を見た。

最後に「港区長代理助役
静職承認について」を上
提、徳安議長より、この
たび区長代理助役中西清
太郎君より十一月十一日
付を以て静職したい旨地
方自治法第六十五條に
よつて議長の手元まで静
職を承認したが、これを
承認することに異議なく
さかを語り、異議なく承
認と決定、中西助役は十
一月十一日を以て退任と
なつた、ついで中西助
役登壇、大正十年に市役
所に入り、今日まで勤続

区長の職務を代理すること
になつた

中西助役の退職によつて
港区は区長の職務を執行
するものが欠けたので、
後任区長の決定にいたる
まで、小田総務部長が区
長の職務を代理すること
になつた

第4回臨時区議会開かる

中西助役退職す

小田総務部長 区長の職務代理に

昭和三十四年十一月二十七日

を推し、鈴木副議長より
別項の宣言文案を朗読し
満場一致にて可決、つい
で小田議員より別項の決
議文案を朗読すれば満場
破れるような拍手をもつ
て可決、小野参議院議員
井手参議院議員、山田都
議会議長の來賓祝辞があ
り、議員議員の閉会の挨拶
によつて大会を終了し
た、当日の参加者は約二
百名、最後にニュース映
画があつて午後九時三十
分に盛会裡に散会したが
黒川参議院議員は閉会前
に駆けつけ区民に挨拶を
し感銘を與えた

◎大会スローガン
○区の財政自主権を確立
しましよ
○区内の政治は区民の手
で行いましよ
○区民の税金は区内の仕
事につかいましよ
○都廳まで行かなくとも
区役所で用が片づくよ
うにしましよ

治法を尊重し且つ
米國税制使節團の勸告し
たる市町村財政強化の線
に従い東京都特別区の財
政自主権を確立し併せて
区民の福祉増進に關する
事務を区民自らの手によ
り執行する爲左の事項の
実現に邁進す

一、我等は港区々政の民
主的發展と財政自主権
確立の爲市町村と同様
なる課税権の獲得を期
す

二、我等は地方自治の本
旨に従い区民の福祉増
進に關する第一級事務
執行権の全面的獲得を
期す

昭和三十四年
十一月十八日
東京都港区々民大会

京都條例をもつて政府
の一般平衡交付金に準
ずる制度を設け特別区
税の一部を東京都税と
して賦課徴收し得ること
となすべし

三、警察消防等の如く特
別区が適合して負担に
任すべき経費について
も東京都は前項同様特
別区税の一部を東京都
税として賦課徴收し得
ることとなすべし

四、右第二項及び第三項
の各東京都條例の設定
については地方財政委
員会に準じ都区関係者

をもつて構成する委員
会を設けその議決を得
べきこと

五、右第二項乃至第三項
は關係法令に明定すべ
し

六、東京都が行う事務は
その機能が機動性一様
性を有するものに又は大
規模なるものに局限
し他の一線的事務は尋
常特別区の自治活動
に委譲すべし

昭和三十四年
十一月十八日
東京都港区々民大会

区民の皆さん!!
皆さんの住んでいられ
る港区は、旧芝、麻布、
赤坂の三区が統合せられ
て、現在二十万の人口を
有する大区域となり、一
昨年五月新憲法と同時に
施行された地方自治法
によつて市と同等の資格
を持つようになりました
それまでは、区民の福祉
を増進するような仕事を
自分達区民の手で行う資
格がなかつたのですが、
それが自由に行ける建前
となりました。

ところが、実際にはど
うでしょう。区ではそん
な仕事をしていません。
皆さんの日常生活にとつ
て最も大切でまた常に一
番頭をなやましていられ
ること、たとえば学校の
施設、道路の修理、塵芥
の清掃、焦土の整理、街
路樹の手入れ等は皆さんに
一番身近な区役所や
れなくて、都の仕事にな
つてゐるのです。

殊に小中学校については
区立であるにも拘らず、

区では硝子一枚入れるの
にも都から財源をもらわ
なくては出来ないという
有様です。

そのため、PTAなどに
も大変ご迷惑をかけてお
ります。又、各区それぞ
れの実情に應じてやらな
ければならぬ公園、図
書館、住宅、浴場、託児
所、授産場、質屋等の文
化厚生施設も区ではやれ
なくて一律一律に都がや
つています。そういうわ
げなので、皆さんの日常
生活に直接關係のある大
切な仕事が一ぱり片
切かなかつたり、又、皆
さんの氣持にビツタリ添
うように出来ないのです
それで何故こんな不
合理が行われているので
しょうか、それは結局区
にこれらの経営する財源
が與えられていないから
です。市には市税、町村
には町村税という税金が
あつて、これによつて市
民や町村民の生活がゆた
かになるような色々な仕
事をしてゐます。区は市

昭和三十四年十一月十八日